

鳥取県告示第240号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成25年5月15日（水）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成25年5月17日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月21日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月23日（木）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年5月27日（月）	〃	〃